
よくある質問 (FAQ)

お問合せの前に確認してください。

Q.採用候補者になっている奨学金以外の奨学金を追加で申請したいです。

入学後に追加で新たに「在学採用」申込ができます。

奨学金新規申込説明会(4月3日・4月9日 11時~12時)に参加してください。

Q.保護者が手続きすることは可能ですか？

採用候補者決定通知の提出等は、4月1日以降に学生本人が行ってください。

保護者の方による代理の手続きは不可としています。

Q.多子世帯支援に該当しますが手続きは必要ですか？

給付奨学生への申込手続きが必要です。高校等で予約採用を行っていない場合は奨学金新規申込説明会(4月3日・4月9日 11時~12時)に参加してください。

Q.採用候補者決定通知等の書類を郵送で提出することはできますか？

原則、郵送での受付はしていません。

ただし、入院等やむを得ない事情で直接提出ができない場合は、

奨学金窓口までご相談ください。

Q.採用候補者決定通知を持っていませんが、奨学金を受けることはできますか？

入学後に在学採用で申込ができます。

奨学金新規申込説明会(4月3日・4月9日 11時~12時)に参加してください。

Q.採用候補者決定通知を指定された日程に提出できなかった場合、どのように手続きしたら良いですか？

指定日を過ぎていても受付をしますので、学生課窓口で手続きをしてください。

ただし、提出が遅れると奨学金の振込開始が遅くなりますのでご注意ください。

Q.早期手続きの提出期限までに「自宅外通学申請書類」を提出することができません。どうしたら良いですか？

自宅外通学申請書類が揃い次第、なるべく早く提出してください。

提出後、給付奨学金の自宅外月額額の審査手続きが行われますので、

審査完了後に反映されます。

Q.採用候補者決定通知を紛失してしまいました。再発行はできますか？

「採用候補者決定通知(簡易版)印刷方法」が「採用候補者のしおり」に

記載されています。簡易版の印刷をして必要書類と一緒に提出してください。